



2022年4月26日

各 位

会社名：株式会社SKIYAKI
代表者名：代表取締役社長 小久保 知洋
(コード番号：3995 東証グロース)
問合せ先：取締役 酒井 真也
(TEL. 03-5428-8378)

譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社従業員に対する譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度 (以下、「本制度」といいます。) を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当社従業員を対象として、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、継続的に勤務意欲を高めることを目的として導入するインセンティブ制度であり、これまで当社が付与してきた新株予約権 (ストック・オプション) に代わり導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の対象者

当社従業員のうち、当社が定める者 (以下、「対象者」といいます。) とします。

(2) RSUの概要

本制度に基づき付与されるRSUは、対象者に対して、当社が予め定める期間 (以下、「権利算定期間」といいます。) にわたり、当社に在籍すること等を条件として、当社が対象者ごとに定める数 (以下、「本交付株式数」といいます。) の当社の普通株式 (以下、「当社株式」といいます。) を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は分割等により増減する場合、併合又は分割の比率を乗じて本交付株式数を調整します。

(3) 本制度に基づき交付する当社株式の上限数

本制度に基づき交付する1事業年度あたりの当社株式の上限数は、当社の当該事業年度の期首における当社の発行済株式総数の1%未満とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は分割等により増減する場合、併合又は分割の比率を乗じて当該上限数を調整します。

(4) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、対象者に対するRSUの付与から3年間を権利算定期間として設定する予定であり、権利算定期間満了後から2ヶ月以内、又は別途当社が定めた時期に取締役会決議を行い、対象者に支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引き換えに、新株発行又は自己株式の処分により本交付株式数の当社株式を交付します。なお、初回の発行については、2025年6月開催の取締役会において、詳細な条件を決定する予定です。

また、本制度により発行又は処分される当社株式の1株当たり払込金額は、恣意性を排除した価格とする

ため、発行又は処分に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を基礎として、対象者にとって特に有利な価額には該当しない範囲において当社の取締役会において決定します。

(5) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会において承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合、合理的に定める数の当社株式、金銭その他当社が決定する他社の株式等を交付します。

以 上